

小林市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（消防監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年11月17日

小林市監査委員 畠中 光男

定期監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査（消防監査）

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

3. 監査の対象

小林地区 2分団（第1、2分団） 計 6部

野尻地区 3分団（第8、9、10分団） 計 6部

4. 監査委員の除斥

本件については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、貴嶋憲太郎監査委員を除斥した。

5. 監査の範囲

小林市消防団各部の詰所、車両等の維持管理状況

6. 監査の実施期間

令和 5 年 10 月 1 日

7. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 詰所の維持管理は、適切に行われているか。
- (2) 車両の維持管理は、適切に行われているか。
- (3) 出動等の記録及び整理が、適切に行われているか。

8. 監査の方法

各消防団詰所において、消防団の副団長をはじめ団幹部、部長、部の幹部、地元消防協力会長、危機管理課長及び担当職員の立会いの下で、詰所、車両等の維持管理状況について監査を実施した。

9. 監査の結果

監査の結果については、全体的におおむね良好と認めた。

消防団員は、それぞれ本業をほかに持ちながら、市民の生命と財産を守るため、火災、風水害等の災害、有事の際には消防活動に尽力され、平常時においては、訓練、防火啓発等を行っており、日頃から地域防災上重要な役割を果たされている。

団長をはじめ各団員の活動及び活躍に心から敬意を表する。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 詰所の維持管理について

詰所については、おおむね良好と認めたが、簡易水洗の臭突の支持金具が破損していた部が見られた。定期的な点検を実施し、施設において不具合を発見した場合には、所管課である危機管理課へ早急に報告されたい。

(2) 車両の整備及び管理状況について

車両については、おおむね良好と認めたが、給油不足のものが一台見られた。

車両整備は、消防活動の根幹をなすため、万全な体制で対応できるよう日頃の点検及び整備に努められたい。

(3) 業務日誌の記録及び整理状況について

特に指摘する事項は認められなかった。

業務日誌の記録は、業務遂行の充実を図る上で重要となるので、今後とも確実な記録整理に努められたい。